

証券コード 7955
平成27年6月25日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号
クリナップ株式会社
代表取締役社長 井 上 強 一

第62回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第62回定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第62期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

この結果、第62期の期末配当は1株につき金10円と決定いたしました。

これにより、中間配当金を加えました当期の年間配当金は1株につき20円となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を表します)

変	更	前	変	更	後
(員数) 第18条	(条文省略)		(取締役の員数) 第18条	(現行どおり)	
(選任) 第19条	(条文省略)		(取締役の選任) 第19条	(現行どおり)	
(任期) 第20条	(条文省略)		(取締役の任期) 第20条	(現行どおり)	
(招集) 第22条	(条文省略)		(取締役会の招集) 第22条	(現行どおり)	
(報酬) 第25条	(条文省略)		(取締役の報酬) 第25条	(現行どおり)	
	(新 設)		<u>(取締役の責任免除)</u> 第26条	当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	
			2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。		
第26条	(条文省略)		第27条	(現行どおり)	
(員数) 第27条	(条文省略)		(監査役の員数) 第28条	(現行どおり)	
(選任) 第28条	(条文省略)		(監査役の選任) 第29条	(現行どおり)	

変 更 前	変 更 後
(任期) 第29条 (条文省略)	(監査役の任期) 第30条 (現行どおり)
第30条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)
(招集) 第31条 (条文省略)	(監査役会の招集) 第32条 (現行どおり)
第32条 (条文省略)	第33条 (現行どおり)
(報酬) 第33条 (条文省略)	(監査役の報酬) 第34条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役の責任免除) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第34条～第37条 (条文省略)	第36条～第39条 (現行どおり)
(新 設)	(会計監査人の責任免除) 第40条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第38条～第41条 (条文省略)	第41条～第44条 (現行どおり)

第3号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に山根康正、新谷謙一、有賀文宣の3氏が再任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠監査役に舘 孫藏氏が選任されました。なお、舘 孫藏氏は補欠の社外監査役として選任されました。

以 上

本総会終了後に開催された監査役会の決議により、常勤監査役に山根康正氏が選定され、就任いたしました。

第62期期末配当金のお支払いについて

○口座振込をご指定の方

同封の「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」によりご確認ください。

○ゆうちょ銀行又は郵便局でお受取りの方

ゆうちょ銀行又は郵便局での払渡しの期間は、平成27年6月26日(金)から平成27年7月31日(金)まででございますので、同封の「期末配当金領収証」に必要事項をご記入、ご押印のうえ、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局でお受取り下さい。

また、「期末配当金領収証」にて配当金をお受取りの方にも、「期末配当金計算書」を同封しておりますので、配当金をお受取り後の配当金額のご確認や確定申告をおこなう際の添付資料としてご利用下さい。

株主名簿管理人 連絡先

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-232-711(通話料無料)

